

大 監 第 75 号  
平成24年 4 月 6 日

大阪市監査委員	前 田 修 身
同	床 田 正 勝
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成24年 2 月 9 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

#### 記

## 第 1 請求の受付

### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市と連携している平野区社協の職員に対して、喜連西地域社会福祉協議会役員の一による高齢者食事サービス事業の繰越金横領、利用料の虚偽報告等の不正について、平成23年 8 月より再三告発してきたが消極的で、やっと調査したものの「誤りはあったが個人的流用はなかった」という中途半端なものであり、やむをえず、大阪市の担当者に証拠書類を提出し告発したが、区社協担当者の説明を聞いただけで、それ以上ではない。

その役員補助金横領等の不正は単純な 1 事業のことではなく、以前から区役所・区社協・区連合となれあい、もたれあいが見え隠れしているためか、補助金等の不正は各地域全体へと広がりを見せており、その役員補助金の横領及び不正流用は違法、若しくは不当な公金の支出にあたるため、各担当職員に対して、財産の管理を怠る事実を改めるに必要な措置を講ずべきことを請求する。

連合及び諸団体が毎年、市・区の担当部局と区社協に提出している報告書及び収支精算書と地元への会計報告の決算書と金銭出納簿は、同一であ

るはずなのに違いは明らかで、二重決算、二重帳簿を作成提出しており当然違法であり、不当である。

以下、事業別に不正を告発することで、担当職員の不作為を指摘することに当ると考える。

#### (1) 高齢者食事サービス事業について

- ① 繰越金の横領については、平成19年度の次期繰越金は610,475円であるのに、翌年の平成20年度の前年度繰越金は0円で報告されており、後日、会議で問われ弁明したが、今に至るまで説明はなく会計への返金もない。

これは繰越金の横領であり、この件に関して区社協は、客観的根拠のないその役員の「弁明報告書」を作成「個人的流用はなかったが、決算書と提出書類に誤りがあった」と事実確認もなく報告をした。

- ② 利用料の虚偽報告については、平成22年5月～平成23年3月までの計43回、4,238食を利用者が1食200円支払ったのに150円として、金銭出納帳に計上、区社協に報告したが、区社協は点検もなく見逃し、この件での報告もなく、利用料は1食50円の抜き取りなので4,238食、211,900円の横領である。

- ③ 不正流用については、区社協へ提出の精算書と地元への会計報告の運営費の差が不正流用と考えられ、区社協への提出分の運営費は金銭出納帳にも記載され適正であると判断できる金額だが、一方の地元への報告分は備品代が突出しており、会食は2会場で実施なのに憩の家での運営費があまりにも多すぎることから、運営費の差554,299円が不正流用である。

従って、食事サービス事業の繰越金横領、利用料詐欺横領、補助金不正流用の合計額は1,376,674円にもなる。

#### (2) 喜連西地域連合・諸団体の運営事業について

老人憩の家の運営決算書では、大阪市長宛の実績報告書と地元公表する会計報告書があるがこの二通りの決算書を操り、多くの補助金を多年にわたり横領し続けた。

この喜連西老人憩の家の運営委員会には、会計係が存在しないことが問題であり、その役員自ら記入して毎年度末提出しており、他の役員や監査役も関知していないと思われ、地元公表する会計報告も会計係はいないが、その役員の指示通りにワープロ書きをする、ネットワーク委員を記帳係にしている。

実績報告書は、毎年、収入、支出同額で大阪市への返還金はない

が、地元への会計報告は繰越金が発生している。

① 繰越金の横領については、平成20年6月16日監査結果報告の前年度繰越金はないが、しかし、前年度の次期繰越金は、260,517円と報告されている。さらに、平成21年度の会計報告での前年度の繰越金は8,764円とあるが、前年度の会計報告の次期繰越金は298,764円とあり、今に至るまで修正も返金もないのでその役員は550,517円の繰越金を横領した。

② 補助金の転換については、市が支給した公園愛護会交付金は、すべて老人憩の家の収入とされ、平成18年から平成21年度まで、計4回で合計834,650円にもなり、中央公園は、もともと補助金も交付金も必要としていない団体である。

③ 老人憩の家の横領額は、食事サービス委員会からの補助等を合わせて平成19年度～平成22年度の間で245,000円である。

このように喜連西地域における諸団体の経理上の疑惑は、役所の縦割行政の弊害が解明を妨げた面、即ち財産の管理を怠る事実であり、それと補助金行政のあり方が問われており、この際地域団体に支給された補助金等については、改めて調査をしてもらいたい。

市政への協力は連合振興会とした錯覚に基づいた施策は、徹底的に見直すべきである。大多数の地域住民は、区・市職員に対し地方公務員法第30条、第33条及び第35条を遵守するサービスを求めている。今回の補助金横領及び不正流用等の金額をその役員以下関係者に全額返還させ、現在の連合は、喜連西地域の連合としては認められないので解散させることを求める。

振興町会連合と社協への補助金等は一切支給しないように求め、補助金等の支給は、地域住民の意見を（今迄の連合・社協ではない）よく聞いたうえで、なぜ、必要なかを慎重に考えた上で決めて頂きたい。

#### 事実証明書

- ・ 大阪市職員措置請求のための参考資料
- ・ 平成19年度 食事サービス委員会会計報告、会食会計報告、北1食事サービス会計報告
- ・ 食事サービス事業前年度活動費繰越金と次年度繰越額
- ・ 「高齢者食事サービス事業収支精算書」と「会計報告」
- ・ 平成20年度 食事サービス委員会会計報告書、北1食事サービス会計報告、高齢者食事サービス事業収支精算書

- ・ 食事サービス事業補助金精算書
- ・ 平成22年度 食事サービス委員会会計報告書、22年度北1 食事サービス、高齢者食事サービス事業収支精算書、高齢者食事サービス事業実施報告書、高齢者食事サービス金銭出納簿
- ・ 「高齢者食事サービス事業収支精算書」と「会計報告」疑惑について
- ・ 平成17年度喜連西老人憩の家会計報告（案）
- ・ 平成18年度～平成22年度 喜連西老人憩の家会計報告書
- ・ 平成18年度～平成22年度 喜連西中央公園会計報告書
- ・ 平成17年度、平成19年度、平成21年度、平成22年度喜連西ネットワーク委員会会計報告書

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

## 2 請求の受理

本件請求は、平成20年度及び22年度に喜連西地域社会福祉協議会に交付された高齢者食事サービス事業補助金、平成19年度～22年度に喜連西老人憩の家運営委員会に交付された老人憩の家運営補助金並びに平成18年度～22年度に喜連西中央公園愛護会に交付された公園愛護会交付金に係る債権に充てられた補助金及び交付金について、喜連西地域各種団体役員のうち1人が、高齢者食事サービス事業補助金においては平成19年度の繰越金610,475円、平成22年度の利用者負担金211,900円及び区社協へ提出され精算書と地域の会計報告の運営費の差554,299円を、老人憩の家運営補助金においては平成17年度の繰越金260,517円、平成20年度の繰越金290,000円及び平成19年度～22年度の収入で計上していない245,000円を、並びに公園愛護会交付金においては平成18年度～21年度の834,650円を横領しているのが明らかであるにもかかわらず、本市職員等が請求権の行使を行わず、違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされたものと解される。

「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、監査委員が当該「怠る事実」の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項の規定（1年の請求期間の制限）は適用されないとされている。

本件請求においては、請求人の主張する請求権は、喜連西地域各種団体

役員が1人が横領したとすることにより発生するものであり、特定の財務会計上の行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならぬ関係にないことから、監査請求期間の制限の適用はなく法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成20年度及び22年度に喜連西地域社会福祉協議会に交付された高齢者食事サービス事業補助金、平成19年度～22年度に喜連西老人憩の家運営委員会に交付された老人憩の家運営補助金並びに平成18年度～22年度に喜連西中央公園愛護会に交付された公園愛護会交付金に係る債権に充てられた補助金及び交付金について、請求人の主張する事由から本市職員等に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成24年3月5日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは新たな証拠として、大阪市監査委員御中要旨補足として、平成18年度～22年度高齢者食事サービス事業収支明細、高齢者食事サービス委員会役員名簿、平成22・23年度喜連西食事サービス委員会名簿、平野区社協殿へ、なぜ地域の連合・社協諸団体は公金の横領が絶えないのか、平成20年度～平成22年度喜連西連合振興町会決算書が提出された。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・ 大阪市はなぜ社会福祉協議会に業務を委託するのか、社協がトンネルとなって補助金の使われ方を不透明にしている。
- ・ 食事サービス事業の不祥事の多さは、他の補助金に比べて突出しており、食事サービス委員会のメンバーも偏っているなど、地域の高齢者のために必要なものとは思えない。
- ・ 喜連西地域では、憩の家や中央公園等の運営委員を1人の役員がやっており、市はそれを認めているのでやりたい放題である。
- ・ 中央公園に対する補助金は必要ない、公園の使用料が連合町会に入るため補助金は貯まっていくだけである。

### 3 監査対象局の陳述

健康福祉局及びゆとりとみどり振興局を監査対象局とし、平成24年3月19日に健康福祉局長及びゆとりとみどり振興局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

#### 4 現地調査

監査対象局各事業担当職員及び監査・人事制度事務総括局職員が、平成24年3月7日に老人憩の家喜連西会館を訪問し、当該各種団体役員に対して事情聴取及び関係書類の確認等の立入検査を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。

##### (2) 大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）

規則の主な内容は、次のとおりである。

##### ア 目的等

この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

##### イ 補助金等の交付の決定

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

##### ウ 補助金等の額の確定等

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交

付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### エ 取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### オ 返還

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- (3) 大阪市高齢者食事サービス事業補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）  
要綱の主な内容は、次のとおりである。

#### ア 目的

本市に居住する独居、ねたきり高齢者等を対象に、食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とする。

#### イ 補助金の交付先

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）  
に対し交付する。

#### ウ 対象経費等

補助金交付の対象となる経費は、食事サービス事業を行うために要するもので、年間活動費として、食事に係る費用のうち、1食あたり250円を上限とし、年間運営費として、食事サービス運営に必要な消耗品費、印刷製本費及び光熱水費等に要する費用を補助対象経費とする。

#### エ 交付申請及び交付決定等

補助金の交付を申請する市社協会長は、補助金交付申請書に必要事項を記載し、事業計画書及び収支予算書を添付して事業開始日の属する年度の前年度の3月末までに市長に提出し、市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書により通知する。

#### オ 取消し

市長は、市規則の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書により通知する。

カ 関係書類の保存

市社協会長は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金額の確定通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

キ 繰越金

市長は、食材料費等の活動費の精算において余剰が生じている場合、当該年度における活動費の補助金額を限度として、次年度以降の繰越を認めることができる。

(4) 大阪市老人憩の家運営補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

ア 目的

老人憩の家を運営する事業を助成し、もって高齢者の余暇活動の向上と心身の健康の増進を図ることを目的とする。

イ 補助金の交付先

老人憩の家を管理運営する団体（以下「老人憩の家運営委員会」という。）に対し交付する。

ウ 対象経費等

老人憩の家を管理運営するために必要と認められる管理人報酬並びに消耗品費、光熱水費、印刷費、備品修繕料及び付属設備等の修繕費及び清掃委託費等の管理経費を補助対象経費とする。

エ 交付申請及び交付決定等

補助金の交付を申請しようとするものは、補助金交付申請書に運営委員会役員名簿及び団体規則を添付し、事業開始前日までに市長に提出し、市長は、その内容を審査したうえ適当と認める場合は交付決定通知書により通知する。

オ 取消し

市長は、補助金を偽りその他不正の手段により交付を受けたことが明らかになったとき、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他要綱の規定に違反したとき並びに補助金を外の用途へ使用したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金交付決定取消通知書により申請者に通知する。

カ 関係書類の保存

補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金額の確定通知を受けた日

から5年間保存しなければならない。

(5) 公園愛護会制度実施要綱（平成21年4月1日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

ア 目的

公園の環境美化及び円滑な利用の促進並びに緑化普及の推進を図ることを目的とした公園愛護会の活動に対する交付金の交付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

イ 交付金の交付先

交付金は原則として、1公園について1団体、街区公園を中心とした住区基幹公園に対し結成された公園愛護会に対して交付する。

ウ 対象経費等

公園愛護会の実施する公園の美化及び保全に関する活動、公園愛護精神の普及、啓発に関する活動等の経費に対して交付している。

エ 交付申請及び交付決定等

交付金の交付を受けようとする愛護会は、毎年度の活動開始の20日前までに、交付金交付申請書を市長に提出し、市長は、記載事項その他を審査し交付の決定をしたときは、交付金交付決定通知書により交付申請を行った愛護会に通知する。

オ 取消し

市長は、愛護会がこの要綱に違反した場合、その他不相当と認められる場合にその承認を取り消すことができる。

(6) 補助金等の交付実績

平野区喜連西地域（以下「当該地域」という。）への各種補助金等の交付実績は、次表のとおりである。

単位（円）

		高齢者食事サービス 事業補助金	老人憩の家 運営補助金	公園愛護会 交付金等
所管局		健康福祉局 (高齢福祉課)	健康福祉局 (いきがい課)	ゆとりとみどり 振興局(協働課)
交付 団体	市	大阪市社会福祉協議会		
	区			
	校下	※市社協から区社協を 経由し地域社協へ配分		
	上記 以外	喜連西中央公園 愛護会		
平成19年度		1,586,050	438,000	60,000
平成20年度		1,600,350	438,000	115,000
平成21年度		1,636,000	438,000	85,000
平成22年度		1,416,920	438,000	85,000

(7) 監査対象局等による立入検査等の内容

本件請求に関する事実経過及び監査対象局が平成24年3月7日に実施した立入検査の内容については、次のとおりである。

なお、立入検査については、監査・人事制度事務総括局職員が随行し、監査対象局各事業担当職員が老人憩の家喜連西会館を訪問し、当該地域の各種団体役員に対して事情聴取及び関係書類の確認等を行った。

その際に、監査・人事制度事務総括局職員が各種補助金等に関する証拠書類等の重複確認を行うために、当該地域における地域振興交付金に係る精算書類について提示を依頼したが提示されなかった。

ア 高齢者食事サービス事業補助金

(ア) 事実経過

平成23年8月3日 請求人より監査対象局（健康福祉局）に対して、当該事業に関する平成19年度から平成22年度の当該地域社協に支出された補助金の決算書等の情報公開請求があった。

8月30日 健康福祉局は、請求人に対して、当該地域社協に対する当該事業の平成19年度から平成22年度に係る補助金精算書、実施報告書、収支精算書及び領収書の写し等の情報提供を行った。

10月3日 請求人より健康福祉局に対して、当該地域における当該事業の繰越金、利用料収入等について確認を行うよう要望があった。

10月6日 健康福祉局は、請求人の提示内容について、平野区社会福祉協議会（以下「平野区社協」という。）に対して立入検査を実施し、当該地域社協に対して内容確認を行ったが、平成19年度繰越金及び平成22年度の利用料収入については、地域の会計処理の問題であり補助金の不適正受領等の問題はないと判断した。

平成24年2月10日～ 健康福祉局高齢福祉課において、平成18年度以降の本市に保管された当該補助金関係書類について調査確認を行うとともに、補助金交付対象団体である市社協及び平野

区社協に対して、関係職員から聞き取り及び当該補助金関係書類の調査確認を行った。

3月7日 市社協及び平野区社協職員立会いの下、健康福祉局高齢福祉課職員による、当該地域社協への立入検査を実施し、実施計画書、事業報告書、銀行通帳、金銭出納簿及び領収書等の確認を行うとともに関係者への聞き取り調査等を行った。

#### (イ) 立入検査等の内容

健康福祉局高齢福祉課職員が市社協及び平野区社協職員立会いのうえ当該地域社協への立入検査を行い、当該補助金に係る精算に関する領収書等の原本確認等を行った。

また、当該地域における食事サービス委員会の会計報告において平成19年度の繰越金とされた610,475円のうち、北1食事サービス会計報告において平成20年度に繰り越された152,722円を除く457,753円については、備品の購入等に充てられたことが現物及び領収書等で確認された。ただし、平成20年度における北集会所の事業残額に関しては不明であった。

金銭出納簿において、利用者の負担金額として1食あたり200円徴収されていたものが150円とされて処理していた差額部分については、本来活動費に充てるべきところ、運営費として備品の購入等に充てられていたことが現物及び領収書等で確認された。

しかし、このような利用料収入の取扱いは不適正であるため、健康福祉局職員から平野区社協に対して会計処理上の是正を講じるように指導した。これを受けて、平野区社協から当該地域社協に是正指導が行われ、当該地域連合町会から当該地域高齢者食事サービス委員会代表者名義の銀行口座へ当該金額全額が補填されることとなった。

### イ 老人憩の家運営補助金

#### (ア) 事実経過

平成23年8月3日 請求人より監査対象局（健康福祉局）に対して、当該事業に関する平成19年度から平成22年度に当該地域老人憩の家運営委員会（以下「当該運営委員会」という。）に

支出された補助金決算書等の情報公開請求があった。

8月17日 健康福祉局は、請求人に対して、当該運営委員会に対する当該事業の平成19年度から平成22年度に係る補助金実施報告書、銀行通帳及び領収書の写し等の情報提供を行った。

平成24年2月10日～ 健康福祉局いきがい課職員が、平成18年度以降の本市に保管された当該補助金関係書類について調査確認を行った。

3月7日 健康福祉局いきがい課職員が当該運営委員会への立入検査を実施し、実績報告書、会計報告書、出納帳、領収書等の確認を行うとともに関係者への聞き取り調査等を行った。

#### (イ) 立入検査等の内容

健康福祉局いきがい課職員が当該運営委員会への立入検査を行い、当該補助金に係る精算に関する領収書等の原本確認等を行った。

また、請求人が事実証明書として提出した会計報告書は、当該運営委員会役員に確認を行ったところ、平成23年8月に当該運営委員会により修正されていた。

平成17年度分の繰越金については、補助金交付要綱に規定されている保存年限5年を経過していることから保存されており、運営委員長からの聞き取りにおいても、委員長変更時において引き継ぎを受けてないとの説明であり、事実確認はできなかった。

修正前の会計報告書にある「中央公園より借り入れ」の表記部分については、当該運営委員長及び会計担当者からの聞き取りにより、連合振興町会費からの借り入れの表記誤りであり、当該金額については、すでに連合振興町会へ返還しているとのことであった。また、当該運営委員会委員長名義の銀行通帳、出納帳、修正後の会計報告書からも公園愛護会交付金からの収入は確認できなかった。

#### ウ 公園愛護会交付金

##### (ア) 事実経過

平成23年8月3日 請求人より監査対象局（ゆとりとみどり振興局）に対して、当該事業に関する平成19年度から平成22年度に当該地域中央公園愛護会（以下「当該愛護会」という。）に支出された交付金等の決算書等の情報公開請求があった。

8月17日 ゆとりとみどり振興局は、請求人に対して、当該愛護会に対する当該事業の平成19年度から平成22年度に係る助成金実績報告書、交付金収支報告書及び地域における会計報告書の情報提供を行った。

平成24年2月10日～ ゆとりとみどり振興局協働課職員等が、平成18年度以降の本市に保管された当該助成金・交付金関係書類について調査確認を行った。

3月7日 ゆとりとみどり振興局協働課職員等が当該愛護会への立入検査を実施し、本市へ提出する収支報告書の根拠となる領収書等の確認を行うとともに関係者への聞き取り調査等を行った。

#### （イ）立入検査等の内容

ゆとりとみどり振興局協働課職員等が当該愛護会への立入検査を行ったところ、平成18年度から平成22年度の公園愛護会交付金及び助成金の収支について、報告書に記載されている支出項目の証拠となる領収書等の原本確認を行った。

しかし、平成18年度及び平成19年度の助成金にかかる領収書については、その時点では所在が不明であったため、後日改めて提示するように依頼した。

併せて、公園愛護会交付金及び助成金の振込口座通帳の記帳内容についての確認を行い、交付金及び助成金の入金とともにそれに対応する出金の記録が確認された。

現金の収支を記載した出納帳的なものはあったが全ての収支が時系列に沿って記載されたものではなく、また、当該交付金及び助成金の収支のみが記載されたものではなかった。

請求人が指摘している老人憩の家への当該交付金の流用等についての事実は確認できなかった。

## (8) 立入検査実施後における事実確認事項

高齢者食事サービス事業補助金について、利用者負担金額が徴収実態と会計処理において差異が見られたことに関して、当該地域連合町会から当該地域高齢者食事サービス委員会へ全額補填するとされていたが、平成24年3月22日に211,900円全額が補填されたことを確認した。

また、公園愛護会交付金について、3月7日の立入検査時に所在が不明であった平成18年度及び平成19年度の助成金にかかる領収書については、ゆとりとみどり振興局協働課職員等が3月12日に改めて当該愛護会を訪問し原本確認を行った。

## (9) 各種補助金等における精算等に係る証拠書類の確認

各種補助金等に関する領収書等の写しの整合性を担保するために、平成24年3月7日に実施した立入検査の際には、監査対象局各事業担当職員が老人憩の家喜連西会館を同時に訪問し、各事業間での領収書等の重複がないことの確認を行った。

その際に提示されなかった平成20年度～22年度の地域振興交付金に関する領収書等については、以前の住民監査請求において監査・人事制度事務総括局が保有している領収書等の写しと重複確認を行ったところ、平成21年度公園愛護会交付金に関する2件13,776円の領収書が、平成21年度地域振興交付金の領収書等の写しと同一のものと思われた。

また、請求人は、本件請求に係る補助金等の事業について地域福祉活動事業補助金についても触れていることから、同様の確認を行ったところ、平成22年度地域福祉活動事業補助金に関する1件20,475円の領収書についてその内の10,000円が、平成22年度地域振興交付金の領収書等の写しと同一のものと思われた。

## 2 監査対象局の陳述内容等

平野区各種補助金等に係る住民監査請求に関する高齢者食事サービス事業については、昭和47年の事業開始以後、高齢者への食の提供を通じた健康増進のみならず、地域との交流や安否確認、ボランティアの育成・活動などを通じた地域コミュニティづくりに貢献する事業として大きな役割を果たしている事業であり、平成22年度末時点で、市内297地域、3万人弱の高齢者が利用され、従事するボランティア数も約1万3千人、年間の食数は約52万食となっている。

本市ではこの事業に要する経費として、大阪市高齢者食事サービス事業

補助金交付要綱に基づき、大阪市社会福祉協議会を通じ、区社会福祉協議会、地域社会福祉協議会に、食数の実績に応じた活動費と開設回数・調理形態に応じた運営費等を補助金として交付している。

次に、老人憩の家運営補助事業については、昭和40年4月5日付け社会局長通知「老人憩の家の設置運営について」に基づき設置された施設で、高齢者の教養の向上、レクリエーションなどのための場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としたものである。

本市においては、昭和42年から小学校区に概ね一か所を目途として老人憩の家を設置し、年額438,000円を限度に運営補助金を交付している。今回の監査請求は、高齢者食事サービス事業においては繰越金の横領、利用料の虚偽報告及び不正流用された補助金などの指摘がなされている。

また、老人憩の家運営補助事業においては、繰越金の横領、公園愛護会交付金が流用されたことから、両事業の補助金の返還を求めている。

今回、当局に保管している書類の再確認及び現地における実地調査により、高齢者食事サービス事業及び老人憩の家運営補助事業の補助金の執行及び繰越金の実態などを調査したところ、補助金の執行については、補助対象となっている事項について公金の使途を領収書で確認することにより、両事業とも適正に執行されていることが確認できた。

しかしながら、利用料収入の不適正な取扱いについては区社協に対し、会計処理上の是正を講じるよう指導し、また、老人憩の家運営補助事業においては、書類の一部喪失や会計記録の記載漏れなど、適正な会計管理が徹底されていないことが確認されたので、運営委員会に対し今後の会計事務の徹底を指導した。食事サービス事業や老人憩の家の運営については、今後地域において重要なものであると考えており、より一層有意義な活動につながるよう取り組みを進める。

高齢者食事サービス事業に関する補助金については、活動費として1食当たり250円、開設回数月1回～週3回以上と調理形態、ボランティア調理、業者調理に応じた運営費として年間4万円から28万円、その他給食設備費、ボランティアの検便費等を補助金として交付している。

また、食事サービス事業は、本市からの補助金と参加者から徴収する利用者負担額を合わせた額により、事業にかかる経費を賄い実施しており、事業に参加する高齢者の見守りや交流、介護予防、社会参加の促進を目的として行っているものである。

補助金の交付事務の流れについては、年度初めに提出された実施計画書に基づき上期・下期の年2回概算払いを行い、精算方法としては、年度末の事業終了後、交付申請時の食数の増減分について追加又は戻入を行って

いる。これらの補助金交付及び精算事務については、地域社協から申請・報告を受けた区社協が書類審査のうえ取りまとめを行い、さらにこれを市社協が取りまとめたうえで、大阪市に補助金交付申請及び精算報告を行っている。

また、本事業実施にあたっては、各地域とも食事サービス委員会を組織しており、食事サービス事業にかかる補助金は、区社協から食事サービス委員会委員長口座に振り込まれている。

住民監査請求を受けている平野区喜連西地域社協の食事サービス事業については、同地域は平成10年10月に事業開始し、喜連西老人憩の家と北集会所の2か所で高齢者食事サービス事業を実施している。

憩の家と北集会所において各々月1回、約60名の高齢者を対象に会食サービスが実施されるとともに、さらに憩の家において月1回、約240名の方に配食サービスが実施され、多くの高齢者に喜ばれている。

また、会食・配食サービスともに1食当たり200円を事前に利用者から徴収し、会食については、食事献立の企画、食材の購入、調理、配膳・配食から片付けまでを、10名あまりのボランティアによって運営されている。

住民監査請求を受けてからの本市の対応については、本監査請求を受けた後、本事業を担当する高齢福祉課において、本市の公文書管理条例に基づく保存年限である平成18年度以降の本市に保管された補助金関係書類について調査を行った。

また、本市の補助金交付対象である市社協並びに平野区社協について関係職員からの聞き取りや補助金関係書類を確認したが、いずれも本市に対して提出された書類には不備は見受けられなかった。

さらに、今月上旬に2回、本市担当職員が、市・区社協担当職員立合いのもと、喜連西地域社協の現地調査を行った。

具体的には、高齢者食事サービス事業にかかる実施計画書、事業報告書、補助金の受入口座、金銭出納簿、領収書等をはじめとした関係書類について、調査、確認を行い、さらに関係者からもこれまでの経緯等について聞き取りを行った。

これまでの調査内容について、同地域の食事サービス事業の収支の管理については、会計責任者が、補助金の受入口座となっている食事サービス委員会通帳と金銭出納簿によって行っている。

食事サービス委員会通帳については、本市からの補助金だけではなく、区社会福祉協議会や連合振興町会からの助成金、あるいは個人からの寄付等も含まれていることや、現在では、通帳の管理と出納簿の管理を複数名

で行っているなどについても聞き取りから確認した。

監査請求において指摘を受けている繰越金については、平成20年度に本市補助金交付要綱を改正するとともに、精算書様式も変更して利用料収入の余剰金を翌年度に繰り越すこととした。この変更に関して、地域への説明が十分でなかったことで、前年度活動費繰越金の計上の仕方について混乱が生じたものとする。聞き取りの結果、憩の家で実施していた食事サービス事業の残金相当については、備品購入に充てられていたことが現物や領収書等で確認できた。

なお、北集会所での残金については、憩の家側に引き渡したとのことであつたが、憩の家側は受け取った事実がないとのことであり、食い違いがあり確認がとれていない状況である。

また、地元が保管する会計報告書は、地域における食事サービス提供に係る総事業費の収支報告書であるのに対し、他方、本市が提出を求める収支精算書は、本市補助金にかかる収支報告となっており計上の仕方が異なるため、記載されている内容に乖離が生じるものであることが確認され、運営費に差があるという指摘についても、地域の総事業費の収支報告書の運営費に計上されている備品については、現物や領収書等を確認しているところである。

利用者の負担金額が徴収実態と会計処理において差異が見られるとの内容については、指摘のとおり金額が本来活動費に充てられるべきところ、運営費として当事業にかかる備品購入に充てられていたことが現物及び領収書等で確認できた。

この点については、平野区社会福祉協議会から喜連西地域社会福祉協議会に対して、会計処理上の是正措置を講じるようにとの指導を行い、喜連西高齢者食事サービス委員会通帳に全額補填される運びとなっている。

本市としては、補助金の交付要綱にある補助対象は、あくまで食事サービス事業を行うために要する経費であり、これ以外に使用された経費については本市に返還する必要があると考えるが、補助金はもとより地域における繰越金については、調査を行なった結果、同金額相当額が食事サービス事業に使われたとする領収書や実地の検分により事業目的内の備品購入等に充てられていたことを確認した。

以上、現段階における調査内容であるが、本事業は多くのボランティアに支えられながら地域に定着し発展してきた事業であり、市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会に対し指導を徹底し、本事業の透明性を確保し適正な運営が行われるよう取り組んでいく。

次に、老人憩の家の運営補助金は、大阪市老人憩の家運営補助金交付要

綱に基づき、地域の老人憩の家運営委員会に対して年額438,000円を限度に交付している。

補助金の交付対象は、老人憩の家を管理運営するための必要な経費、例えば光熱水費、備品修繕費、通信運搬費等とし、当該補助金額を超える支出は、運営主体である老人憩の家運営委員会が負担することとなっている。

補助金の交付及び精算事務は、年度初めに提出された補助金交付申請書を審査のうえ、交付決定を行い、請求に基づき概算払いで運営委員会委員長又は会計責任者名義の口座に支払っている。

年度末の事業終了後には、実績報告書の提出を受け領収書等の内容を審査のうえ、補助金額を確定し通知し、この際、補助金に残額が生じた場合は戻入することとなる。

これらの申請書等は、各老人憩の家の運営委員会から各区役所保健福祉課を経由して提出され、当局において交付及び精算事務を行っている。

今回監査請求があった喜連西老人憩の家にかかる補助金の執行状況等について、平成18年度～平成22年度の運営補助金の交付は、各年度において運営補助金交付申請書の提出を受けて交付の決定を行い、概算払いで438,000円を支出している。

精算事務については、老人憩の家運営委員会において作成された実績報告書を平野区役所保健福祉課で受付している。

区保健福祉課では、実績報告書に記載されている、実績報告日、申請者の住所、団体名、代表者の氏名等が正しく記載されているか、運営費収入支出決算内訳の記載額が正しく計算されているか、運営方法として、開館日数、利用延人員、主な行事名が正しく記載されているか、添付されている領収書に対象外経費が含まれていないか等を確認のうえ、健康福祉局あて送付している。

健康福祉局においては、先の確認を再度行うことにより、履行確認しており、今回の喜連西老人憩の家については、各年度ともに438,000円以上の補助対象経費の支出が認められたので戻入はなかった。

住民監査請求を受けてからの本市の対応に係る経過については、本監査請求を受けた後、本事業を担当するいきがい課において、平成18年度以降の本市に保管された補助金関係書類について調査を行ったが、本市に対して提出された書類に不備は見受けられず、適正に執行されていた。

また、今月上旬に2回、本市担当職員が喜連西老人憩の家に実地調査を行い、具体的には、老人憩の家運営補助事業に係る実績報告書、会計報告書、出納帳、領収書等をはじめとした関係書類について、調査、確認を行

い、さらに関係者からもこれまでの経緯等について聞き取りを行った。

老人憩の家の運営決算書が二通りあり、多くの補助金を多年にわたり横領し続けている、老人憩の家の収入欄に計上していない項目がある、実績報告書には、収入、支出が同額のため返還金はないが、会計報告書には繰越金が発生しており、この繰越金を横領しているとの内容については、老人憩の家に係る決算書には、運営補助金の使途等を本市に報告する「実績報告書」と地元で会計報告をするために作成された会計報告書があることは、当局も承知している。地元で作成される会計報告書は、食糧費等の運営補助金の対象外の経費を含めた、老人憩の家に係る全ての収支が記載されているものであり、この会計報告書から老人憩の家運営補助金にかかる経費を抽出して作成されたものが実績報告書となる。

今回の実地調査により、請求人が本件の資料として提出している会計報告書は、老人憩の家運営委員会で作成されたものであると確認した。しかし、昨年8月頃に老人憩の家運営委員会により修正された新たな会計報告書の提示があり、請求人が提出している会計報告書は修正前のものであることが確認された。

当局において、修正後の会計報告書と既に本市に提出されている実績報告書の支出内容を照合したところ、火災保険料の記載漏れや光熱水費の計算誤り等があったが、支出内容は適正であったことを確認し、また、各年度の繰越金に差異はなかった。

この会計報告書が修正されたこと及び繰越金額については、両方の会計報告書を作成した会計担当者及び会計監査担当の2名から事情を聴取し、間違いがないことを確認した。なお、平成17年度の繰越金が平成18年度会計報告書に記載されていない点については、平成17年度の補助金関係書類は本市の公文書管理条例により保存期間が経過しており保管されておらず、また、老人憩の家運営委員会においても保管されていなかった。このため、運営委員会委員長に確認したところ、平成18年度の代表者変更時に繰越金の引き継ぎは受けていないため繰越金を記載していないとのことであったが、その事実確認はできていない。

会計係が存在しないとの内容については、老人憩の家運営補助金交付申請書に添付されている、運営委員会の会則、役員名簿及び憩の家の実地調査により、会計担当者の存在を確認している。

公園愛護会交付金はすべて老人憩の家の収入となっているとの内容については、修正前の会計報告の中央公園より借り入れの記載は、連合振興町会からの借り入れであったこと、また、この借り入れについては、既に連合振興町会へ返還しているものであると委員長及び連合振興町会会計から

聴取しており、老人憩の家運営委員会の通帳、出納帳での確認及び修正後の会計報告書からも、公園愛護会からの収入は確認されなかった。

以上が、現段階における調査内容であり、各年度とも老人憩の家運営補助金が目的外の用途なく適正に執行されていることを確認しているが、会計記録の記載漏れや計算誤りなど、適正な会計管理が徹底されていないことが確認されたので、運営委員会に対し今後の会計事務の徹底を指導した。

今後とも、老人憩の家がより有効に活用されるとともに、事業の透明性を確保し、適正な運営が行われるよう、引き続き取り組んでいく。

公園愛護会制度の目的は、公園の環境美化及び円滑な利用の促進並びに緑化普及の推進を図ることで、つまりは市民との協働により安全で快適な公園の環境づくりをめざすことである。

公園愛護会は、街区公園を中心とした住区基幹公園において近隣住民の方を中心に結成された団体であり、公園の美化及び保全に関する活動を中心に本市の公園管理行政に協力していただいている。

ゆとりとみどり振興局は、公園愛護会の活動に対して支援を行うとともに、その活動に対して謝意を表し交付金を支給している。なお、公園愛護会交付金は平成19年度まで助成金として一律60,000円で支給していたものを、平成20年度から交付金に改め、公園面積に応じて60,000円～85,000円を支給している。なお、平成20年度は愛護会に活動推進員をおいた場合に30,000円の加算を行った。加算については、平成20年度単年度の措置である。

今回住民監査請求にあがっている平野区・喜連西中央公園愛護会に対し、平成18年度から平成22年度までに交付した交付金・助成金について、ゆとりとみどり振興局においては、公園愛護会制度要綱により喜連西中央公園愛護会に対して、平成18年度及び平成19年度は助成金として60,000円を、平成20年度は交付金として115,000円を、平成21年度及び平成22年度は交付金として85,000円を交付してきた。

平成18年度から平成22年度までに喜連西中央公園愛護会に交付した交付金・助成金については、当該年度において要綱に基づいた申請・報告がなされており、現在までに確認した内容から、公園愛護会の会計事務等の一部不適切な点は見られたものの、公園愛護会助成金及び交付金については、その活動に伴う経費として使用されていると考えられ、不正に流用された事実等は認められなかった。

請求内容の事実関係については 喜連西中央公園は、公園面積10,000㎡の近隣公園として平成12年3月31日に供用を開始し、平成12年4月1日に喜連西中央公園愛護会が結成されている。

喜連西中央公園愛護会は結成以来現在に至るまで、公園管理行政に協力し、所管の南部方面公園事務所と連携して、公園を安全で快適に保つための活動を続けており、制度要綱に基づき交付金及び助成金を公園愛護会に対して交付している。

交付金及び助成金の交付にあたっては、公園愛護会の活動に係る報告書及び、交付金又は助成金の収支に係る報告書を公園愛護会から提出することを制度要綱に定めている。喜連西中央公園愛護会については、そのいずれも滞りなく提出され、その内容についても不備等はなく、交付金及び助成金の交付事務手続きも適切になされている。

なお、収支にかかる報告書については、平成19年度までは助成金であったものの、制度要綱の規定において領収書等の添付は課していなかった。

また、平成20年度からは交付金という位置づけであり、領収書等の証拠書類の添付は課していない。

今回の住民監査請求を受けて、交付金及び助成金の交付にかかる一連の書類の再確認にあわせて、収支にかかる報告書の内容についても調査を行ってきた。

平成24年3月7日に、監査・人事制度事務総括局の立会いのもと、健康福祉局とともに喜連西老人憩の家において、当局の担当課長代理と担当係長2名が公園愛護会長に対して調査を行った。

平成18年度から平成22年度の公園愛護会交付金及び助成金の収支について、報告書に記載されている支出項目の証拠となる領収書等の提出を愛護会長に求めた。平成20年度から平成22年度までの領収書は、あて名及び摘要欄等に一部不備が見受けられるものの原本が整えられており、報告書と照合することで、愛護会交付金の用途によるものであることを確認した。

平成18年度及び平成19年度の助成金にかかる領収書については、その時点では所在が不明であったため、調査し後日改めて提示するよう愛護会長に依頼した。併せて、公園愛護会交付金及び助成金の振込口座通帳の記帳内容についての確認を行い、記帳は平成17年1月からなされたものであり、交付金及び助成金の入金とともにそれに対応する出金の記録を確認した。現金の収支を記載した出納帳的なものはあったが、全ての収支が時系列に沿って記載されたものではなく、また、愛護会交付金及び助成金の収支のみが記載されたものではなかった。

平成24年3月12日に、先に述べた職員3名が改めて愛護会長を訪問し、愛護会助成金支出にかかる平成18年度及び平成19年度の領収書についても原本を確認した。2回の調査により、公園愛護会交付金及び助成金については、その用途を領収書原本により確認できており、監査請求人が述べて

いる老人憩の家への不正流用等についての事実は確認できなかった。

なお、公園愛護会交付金及び助成金の会計管理が他のものと混同されているなど、一部不適切であった点については、適切に管理及び報告を行うよう改めて愛護会長に対して指導した。

公園愛護会は、本市の公園管理行政に協力して公園の美化及び保全に関する活動を中心として活動しており、ゆとりとみどり振興局はその活動に対して交付金を支給している。喜連西中央公園愛護会は、制度要綱に則った活動を続けており、同じく制度要綱に則り交付した交付金及び助成金もその活動に伴う経費として使用されていることを確認した。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求は、前記のとおり、補助金等の交付先側による横領等の不正行為が明らかであるにもかかわらず、本市職員等が損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使しておらず、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされたものと解される。

確かに、本市職員等としては、交付先側による不正行為が明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事情がある場合には、それらを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があると言うべきであり、それにもかかわらず何らの対応等もとらない場合は、違法不当となる場合があると言うべきである。

以下、請求人の主張に沿い、これらの観点から個別に検討する。

#### （1）高齢者食事サービス事業補助金

請求人は、まずもって、当該地域における会計報告において平成19年度の次期繰越金は610,475円であるのに、平成20年度の前年度繰越金は0円で報告されたが、これは繰越金横領である旨主張する。

この点、請求人の主張は、当該地域における繰越金に係る誤りを指

摘したものである。しかしながら、補助金の執行に係る問題を具体的に主張するものではないと言わざるを得ない。

また、請求人は、平成22年5月から平成23年3月までの計43回、4,238食につき利用者が1食200円支払ったのに、150円として金銭出納帳に計上し、1食50円の抜き取りを行い、4,238食で211,900円の横領である旨主張する。

これに対し、監査対象局（健康福祉局）は、利用者負担金については本来活動費に充てられるべきところ、運営費として当事業に係る備品購入等に充てられていたことを現物及び領収書等で確認したが、このような利用者負担金の取扱いは不適正であるとして、平野区社協が当該地域社協に対し、会計処理上の是正措置を講じるよう指導を行い、高齢者食事サービス委員会通帳に全額補填されることになっている旨説明する。

この点、請求人が主張する差額の211,900円については、本来活動費に充てるべきところ、運営費として備品の購入等に充てられていたものの、会計処理上の是正措置が既になされ全額が補填されていることが認められるから、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の前提となる債権の存在をうかがわせるものとは言えない。

さらに、請求人は、当該地域社協が平野区社協に提出した平成20年度から22年度までの精算書と当該地域への会計報告の運営費の差が不正流用と考えられる旨主張する。

これに対し、監査対象局（健康福祉局）は、当該地域が保管する会計報告書は地域での食事サービス提供に係る総事業費の収支報告書であるのに対し、本市が提出を求める収支精算書は、本市補助金に係る収支報告であり計上の仕方が異なるため、その内容に乖離が生じるものであることを確認するとともに、運営費に差があるとの主張については、地域の総事業費の収支報告書の運営費に計上されている備品は、現物や領収書等を確認した旨説明する。

この点、請求人の主張は、平野区社協に提出された精算書と当該地域での会計報告書に差額が生じていることのみをもつての推測にとどまるものであり、不正流用である旨の請求人の主張は具体性を欠いているというほかない。

## （2）老人憩の家運営補助金

請求人は、当該地域の会計報告書において、平成17年度の次期繰越

金は、260,517円と報告されているにもかかわらず、平成18年度の前年度繰越金は記載がないこと、また平成20年度の次期繰越金は298,764円とあるにもかかわらず、平成21年度の前年度繰越金は8,764円とあることから、その差額合計が横領である旨主張する。

この点、請求人の主張は、当該地域の会計報告書の矛盾を指摘するものではあっても、そもそも補助金の問題との関係を具体的に主張するものではないと言わざるを得ない。

### (3) 公園愛護会交付金及び助成金

請求人は、市が支給した公園愛護会交付金はすべて老人憩の家の収入となり、平成18年度から21年度まで、計4回で合計834,650円にもなっており、横領するための原資となったと考えられる旨主張する。

これに対し、監査対象局(ゆとりとみどり振興局)は、平成18年度から22年度の公園愛護会交付金等の収支に係る報告書記載の支出項目の証拠となる領収書等の提出を求めたところ、平成18年度から22年度までの領収書は、あて名及び摘要欄等に一部不備が見受けられるものの原本が整えられており、報告書と照合することで、愛護会交付金の使途であることを確認し、請求人主張の老人憩の家への不正流用等の事実は確認できなかった旨説明する。

この点、平成18年度から22年度における当該愛護会への交付金及び助成金についての報告書に記載されている支出項目の証拠となる領収書等の原本の存在が認められ、当該愛護会交付金等の振込口座通帳の記載においても入金に対応する出金の記録が整合することが認められるから、平成18年度から22年度の当該愛護会交付金等について請求人が主張するような横領の原資になる余地はなく、本市職員等による違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実の前提となる債権発生原因があるとは言えない。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるとは言えない。

## 4 結 論

以上の判断により、本件各種補助金等に対する本市職員等による違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるという請求人の主張には理由がない。

### (意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、今回の監査の

過程においては、請求人が主張するものではないが、平成20年度及び21年度の当該愛護会への交付金の収支報告書において、当該交付金が確定払いであるにもかかわらず、交付額が支出額を上回っていることが判明したところである（平成20年度は、交付額115,000円に対して、支出額は114,700円で300円の差額、また平成21年度は、交付額85,000円に対して支出額は84,950円で50円の差額が発生）。

これらの差額を交付する理由・根拠はないと考えざるを得ず、監査対象局（ゆとりとみどり振興局）では、収支報告書による使用金額及び使途の確認を徹底するなど、適正な事務処理に努められたい。

また、平成21年度の当該愛護会交付金の収支報告書の証拠書類として示された領収書の一部（2件、13,776円）が平成21年度地域振興交付金の精算書類の証拠書類として保管されていた領収書の一部と、さらに平成22年度地域福祉活動事業補助金の精算報告書の証拠書類として示された領収書の一部（1件、20,475円の内10,000円）が平成22年度地域振興交付金の精算書類の証拠書類として保管されていた領収書の一部と、それぞれ同一のものと判断せざるを得ないものとなっていた。

このことは、監査対象局それぞれが、交付対象団体とは別団体であり、自らの所管でもない当該地域の連合振興町会への交付金に係る証拠書類との重複確認を行うまでの注意義務があったとまでは言えないものの、改めて調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じる必要があると考えられる。

本市においては、補助金等について適正な履行確認を行うことが重要であり、補助金等の交付先である地域団体に対して、透明性の高い会計処理を行うよう求めるとともに、交付された補助金等について要綱等を遵守するよう指導等を徹底されたい。

なお、意見を付した以外においても、監査を行う過程において、各種補助金等が交付された地域の各種団体における会計処理に関して、当該地域独自の会計報告書等ではあるものの繰越金の計上に継続性のないものが存在することや、過去数年間にわたって会計報告書等が修正されるなど、極めて杜撰な会計処理が行われていることが判明した。

本市に提出する各種補助金等の精算書類に問題がなかったとはいえ、本件のような事例に関して指導、助言等もなされないのであれば、モラルハザードの観点からも問題である。

地域団体の財源は、地域住民等から集められた言わば預り金であり、地域住民等に対して適正で透明性の高い会計処理を行う必要があることは言

うまでもなく、本市としては、地域における自主的な団体運営を尊重しつつ、補助金等を受けている団体であることから、積極的に適切な指導、助言等を行う必要があると思われるので、この際あえて所感を付記する。